

# 特許翻訳について考える

— 文系が考えること、理系が考えること —

会員 保科 敏夫, 特許翻訳家 柴田 稔

## 要 約

特許は本来的に国際的である。そのような特許に翻訳は付き物である。翻訳を愛する文系人間Sと理系人間Hとが、長年の実務経験に基づいて、特許翻訳について考え、それぞれの考えを吐露する。それによって、文系、理系からの見方の違い、また、実際の翻訳あるいは国内外実務の経験に対するスタンスの違いから、特許翻訳の隠れた何かにかすかな光を当てる。その光が、特許翻訳の姿をわずかながら明らかにし、明日の特許翻訳を考える人たちに一つのヒントを提供する。

## 目次

1. はじめに
2. 特許翻訳に対する考え方
  - 2.1 理系Hの考え方
  - 2.2 文系Sによるコメント
3. Q & A
  - 3.1 Q & Aの意味
  - 3.2 Q1 文系による特許翻訳, 理系による特許翻訳
  - 3.3 Q2 外国語(英語)から日本語への翻訳, 日本語から英語への翻訳
  - 3.4 Q3 特許翻訳に向かう上での心構え
4. まとめ

.....

### 1. はじめに

特許の文章に対して、各種の批判がある。一番の批判は、表現が難しく、内容を理解することが大変だということだろう。そのような特許の文書の中でも、翻訳による文章は、一般の文書に比べて特に異質であり、違和感を覚えるという声を聞く。

そこで、ここでは特に批判の大きな特許翻訳を考えたい。考える主体は二人である。一人は、文系出身で英語を得意とし、特許翻訳の経験豊富なSである。もう一人は、理系出身の弁理士で、技術の理解をすることはできるが、英語を自由には操れないHである。

文系と理系、二人のバックグラウンドは互いに異なり、特許翻訳についての経験も全く異なる。しかし、そうであるがゆえに、相互に刺激を与え合うこと、また、一人では考えつかない何かを特許翻訳の議論の俎上に載せることができるのではないか、との期待を抱く。

### 2. 特許翻訳に対する考え方

#### 2.1 理系Hの考え方

##### (1) 特許翻訳への思い

ア 特許翻訳に対する考え方を語る前に、特許翻訳に対してどのような思いを抱いているかについてまず触れたい。なぜなら、そのような思いが、「特許翻訳に対する考え方」を理解しやすくすると信じるからである。

イ 特許翻訳は、広くは特許に関する翻訳であるが、ここでは、特許実務に伴う翻訳、さらに絞って、特許実務の中で翻訳(一般的には、英語が絡む翻訳である)が関係する文章作成、と理解したい。特許翻訳に正面から立ち向かうことは、私にとって荷が重すぎる。しかし、特許実務の中での文章作成であるなら、自己の三十年に至ろうとする経験を生かし、それなりの議論を展開することができると思う。

ウ 特許実務に入った当初を思い浮かべるとき、翻訳に対して抱く私の考えは、すでに存在する英語(日本語)の文章を別の言語である日本語(英語)に置き換えることであった。「置き換え」であるため、まずは、原文にある単語(あるいは語)を翻訳文の中に必ず入れるという努力をしていた。

しかし、経験を積み重ねるにしたがって、そのような忠実な翻訳は実のところ難しいことであり、しかもまた、忠実な翻訳が必ずしも読み手に原文の内容を「忠実には」伝えないことを知ることになった。それに伴って、翻訳に対する考え方は次第に変化し、現時

点における私の考えは、翻訳とはすでにある文章が示す内容を、内容的な同一性を維持しつつ別の言語で表現するということである。もう少しわかりやすく言うと、同一の内容を言語および表現方法を変えて著す、と考えている。

ちなみに、辞書（広辞苑）によると、「翻訳」とは、「ある言語で表現された文章の内容を他の言語になおすこと」とある。辞書は「なおす」と言っているが、どのようになおすかについては言及していない。その点、私は、内容的な同一性を維持することは必要であるが、表現は自由である、と解する。このような「翻訳」についての定義を最初から検討していたとすれば、すべての語をなおすということはしていなかったことであろう。

エ 翻訳が「ことばの置き換え」であるとすれば、その作業に創造性は見出しがたく、そこに魅力を感じることができない。それに対し、翻訳が「同じ内容を別の言語で表現すること」であるとすれば、その作業に大きな創造性を見出すことができ、私にとって翻訳は魅力のある仕事になる。翻訳は、世の中の他の仕事と同様、それをどのように見るかに応じて、魅力のある仕事にもなるし、退屈な仕事にもなりうるのではないだろうか。その点、翻訳という仕事は、発明者による発明提案書に記載の発明を、特許出願における特許を受けようとする発明に転換させる特許実務そのものに似ていると考えることができる。ただ、同じ発明提案書から生まれたものではあるが、特許を受けようとする発明は、それを作成する人によって大きく変化する。その変化は、表現方法だけでなく、内容にも及ぶ。その点、翻訳にも人によって内容の捉え方、捉えたものの表現が変化することはあるが、その変化は、特許を受けようとする発明のそれに比べれば、小さなものであると考える。なぜなら、翻訳の表現の自由度は大きいですが、内容の同一性を維持するという制限があるからである。

## (2) 特許翻訳のいろいろ

ア 特許翻訳を特許実務の中で翻訳が関係する文章作成と解する立場からすれば、特許翻訳は、翻訳が関係しない他の特許実務と同様の仕事と解することができる。しかし、翻訳が関係する文章作成と、翻訳が関係しない文章作成との間には、大きな違いが存在する。すなわち、翻訳が関係する前者には翻訳の対象で

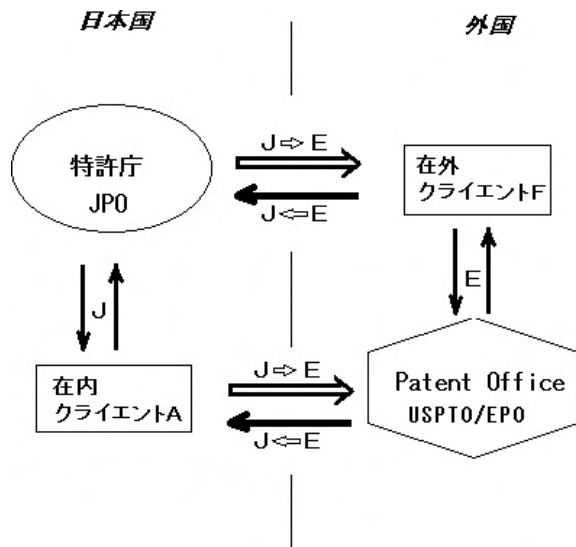
ある既存の文章が存在し、その既存の文章が翻訳に対し制限の枠となるのに対し、翻訳が関係しない後者には既存の文章は存在しないという違いである。

この違いは、文章作成に大きな影響を及ぼすことは確かであるが、その一面、特許実務には、翻訳が関係しない後者にも実のところ各種の制約（発明者や特許の担当者が作成した文書など）があり、それが文章作成を制限することも事実である。そのような意味から、特許実務は、与えられた材料を使用する制限の下で、おいしい料理を作ることに似ている、と表現することができる。その点、たとえば、材料の選択および調達から始める全くの創作料理を作り出すような「喜び」は、特許実務に見出すことはできないとも考えられる。しかし、実務を追求すればするほど、実務者の個性や特性がその作成物に現れ、各種の制約あるいは制限を小さくする傾向があり、制約や制限が特許実務から「喜び」を奪うことはないのではなかろうか。同様の議論が、特許翻訳でできるのかも知れない。

イ 特許翻訳は、翻訳が関係しない他の特許実務と同様に分類することができる。特許実務について、知的財産基本法の見方、つまり、知的財産の創造、保護および活用の各観点から分類することも一つの手である。その分類にしたがえば、特許翻訳には、たとえば、創造の段階での関連する特許文献の翻訳、活用段階での特許契約書の翻訳なども含まれる。しかし、ここでは、あえて保護の段階における特許翻訳を中心に検討を進めたい。そのように考える理由は二つある。一つは、特許文献、特許契約書の翻訳も一般の技術文献、契約書の翻訳とそれほど変わらないと考えるからである。もう一つの理由は、保護の段階における特許翻訳にこそ、特許翻訳の特徴を見出すことができると考えるからである。なぜなら、保護段階のそれ（それら）は、翻訳による内容が異なる方向から再検討されるからである。

ウ 保護段階における保護とは、主として、特許としての権利確立を意味する。権利確立のための第一歩は、特許庁への出願である。各国特許独立の原則の下、同じ発明について各国ごとに特許を取らなければならない。特許を取る主体は個人や会社であり、それらがクライアントになる。クライアントは、権利取得のために日本国をはじめ、外国の特許庁（典型的には、日本国特許庁 JPO、アメリカ合衆国特許商標庁 USPTO、ヨーロッパ特許庁 EPO）に手続きを行う。

ここで、図を参照しながら、それらの手続き、そして、その手続きの中での特許翻訳の位置づけを明らかにしよう。



図から分かるように、権利を取得しようとする在內クライアントAあるいは在外クライアントFは、日本国特許庁あるいは／および外国特許庁に対し所定の手続きを行う。その際、各クライアントと各特許庁との間のやり取りは一方的ではなく、双方向性がある。日本国あるいは外国にかかわらず、その国の中で行うやり取りは、一般に一つの言語（たとえば、日本語Jや英語Eの一方）で行われる。したがって、そのような同じ国の中でのやり取りの中には、通例、特許翻訳に出会さない。特許翻訳が問題となるのは、国境を越えるときであり、在外クライアントFが日本国特許庁とやり取りをするとき、あるいは在內クライアントAが外国特許庁とやり取りをするときである。ここで、留意すべきは、国境を越えるやり取りであっても、その内容は各国の中でのやり取りと基本的に同じであることである。この点から、特許翻訳の一つの理想像を見出すことができる。その理想像とは、翻訳が介在する特許実務であっても、翻訳が介在しない場合と同じようなやり取りを行うことができる状況を作り出すことである。

エ 特許庁とクライアントとの間のやり取りには、クライアントから特許庁に向かう第1の実務と、その反対方向である、特許庁からクライアントに向かう第2の実務とがある。特許翻訳は、国境を越えるやり取りの場において、第1および第2の両方の実務の中に見れる。保護段階における特許翻訳は、それら二種類の実務に集約されると考えることができる。しかし、

図に基づいて述べた上の考え方は、クライアントが直接手続きを行うことを前提としているが、実際には、クライアントのために仕事をする代理人（弁理士）あるいは翻訳家が存在する。そのような代理人あるいは翻訳家の存在によって、特許翻訳には第3の実務という必然的な仕事に伴う。第3の実務は、代理人や翻訳家とクライアントとの間の疎通あるいはコミュニケーションを図ることである。この第3の実務は、第1および第2の実務における「実際の翻訳」の潤滑剤としての役割を果たすものである。

第3の実務は、第1および第2の実務における内容とは異質である。長年の経験によると、翻訳を伴う本来の特許翻訳に対して、その特許翻訳の趣旨や狙いを理解するためのコミュニケーションは必須である。その点から、間接的な「特許翻訳」あるいは翻訳を伴わない第3の実務をも特許翻訳の一つに含めるという考えが出てくる。

オ 第1および第2の実務にこそ、いわゆる翻訳業務が実際に伴うが、それらの両実務には大きな違いがある、と考える。クライアントから特許庁に向かう第1の実務における翻訳の代表例は、明細書やクレームを含む出願書類の翻訳、つまり、英語から日本語、あるいはその逆の翻訳である。この翻訳については、原文の内容をできるだけ正確に、しかもわかりやすく表現することが求められる。数ある原文の中には、理解しがたい内容もあるであろうが、翻訳する立場からすれば、隅から隅まで理解することができないとしても、「こういうことを言っている」という説明ができるような理解は必要であろう。なぜなら、翻訳された明細書等は、特許制度という土俵に上がるものであり、「新しい技術の真の公開をしてこそ強力な独占権を得る」ことができると考えるからである。あやふやな理解の下での翻訳文が、新しい技術の公開をするとは思えない。この翻訳文の読み手には、技術を理解することができる技術専門家（たとえば、発明者や審査官）だけでなく、技術を理解するのに困難を感じるであろう技術的には非専門家（たとえば、裁判官や一般人）も含まれるのである。

カ それに対し、特許庁からクライアントに向かう第2の実務は、「公開」の意味はなく、審査官などの特許庁サイドが何を求めているかが大事である。たとえば、第2の実務の代表例は、拒絶理由の通知（オフィシャルアクションあるいはコミュニケーション）であ

る。この拒絶理由の通知は、その言語を母語にする者にとっても理解しがたいことが往々にしてある。したがって、その内容を忠実に翻訳したとしても、その翻訳による通知内容を理解しがたいと思われる。そのような場合、第2の実務の趣旨を考えるならば、その通知内容を正確に理解することが前提であり、通知を出す側が何を求めているかを表現することが翻訳家に求められると考える。

たとえば、内容的に理解しがたい拒絶理由の通知書をそのまま機械的に翻訳したとしても、その翻訳文の読み手は適切な次の対応をすることができないと思う。読み手が理解できないような翻訳は双方向性の特許翻訳には不要である。場合によっては、拒絶理由の通知書の書き手（審査官など）に問い合わせることにより、正確な理解をしてから翻訳をすべきではないだろうか。

翻訳について、基本的には、原文の内容のすべてを翻訳文の中にも著すべきであると考え。しかし、以上に述べたように、人が介在する特許翻訳には、基本に則り原文のすべての内容を正確に表現する場合も必要であるし、必ずしも原文の言葉のすべてを表現しない別の翻訳が存在する、と信じる。

## 2.2 文系Sによるコメント

### (1) 理系Hと異なる認識

ア 理系H氏の「特許翻訳にも創作性がある」というコメントを読んで思わず考え込んでしまった。何故なら特許翻訳に対する私の認識はまったく逆だったからである。私は特許翻訳には自由度がほとんどないか、あっても極めて少ないと感じていた。ところが、理系H氏によれば、自由度だけでなく創作性までもがあるというのだ。特許翻訳という同じ分野の翻訳を手がけていながら、理系H氏は創作性があると感じ、文系の私は創作性がないと感じる。この違いがどこから来るものか考えてみたい。そうすることにより、他の分野のベテラン翻訳者と言われる人でさえ特許翻訳を苦手と感じる、特許翻訳特有の「何か」が見えてくるような気がする。

イ 文系の私にとっての特許翻訳は、没个性的で数式で表せば $1 + 1 = 2$ のようなものだった。これは飽くまでも私のイメージの所産であるから、数字の1や2に特別の意味があるわけではない。それではどういうイメージかと言うと、特許翻訳の最大の使命が原意

の忠実な伝達であるとするなら、誰が読んでも誤解の余地のない原意伝達の理想的姿が、数式のイロハとも言うべき $1 + 1 = 2$ のように思われたのである。

上記数式を敢えて分析すれば、数字の1や2は私のイメージの世界では、発明を抽象化して表したものである。個々の発明は具体（具体的技術的思想の意味）であり、翻訳に当たっては、理想的には個々の発明を完全に理解し終えてから翻訳にとりかかるのが本来のあり方だろう。また、そのような方向で努力するのが特許翻訳者の努めでもあるに違いない。一般論としてはこれに異論はない。しかし現実には時間的制約や能力的限界などがあって、個々の発明を完全に理解することは、特に文系の翻訳者にとっては、不可能に近い。

ウ 時間的制約について言えば、特許翻訳を生業としている翻訳者は、通常2週間に1件くらいのペースで翻訳している。このペースというのは、和文原稿をパソコンの横に置き、定規を当てて頭の中で翻訳しながらタイプを打ち進むくらいの速さである。翻訳を終え、チェックを済ませて、後ろ髪を引かれるような思いで納品すると、次の翻訳が待っている。直ちに頭を切り換えて、次も2週間のペースで翻訳を終えなければならない。発明を完全に理解したくてもそれをするだけの時間的余裕がないという事情があるのだ。

### (2) 翻訳をする上での対応

ア そこで、実務上は、発明の理解度を、翻訳可能な程度にとどめる現実的な対応というか、妥協を行なっている。上記数式に戻れば、数字の1または2は、翻訳可能な程度に特許翻訳者の頭の中で咀嚼し、抽象化して表した発明と言うことになる。数式の左辺が翻訳前の発明であるとするれば、右辺が翻訳後の発明である。日本から米国に出願するケースを例にとれば、左辺が発明を記載した日本語の明細書で、それを英語に翻訳した明細書が右辺である。左辺と右辺は内容的に等号で結ばれていなければならない。

イ さて、文系の特許翻訳者の認識で「翻訳可能な程度の発明の理解度」とは、具体的に言えば、上記数式の左辺の記載が全てにおいて、(1)主語・述語の関係が明確になること、(2)主語を含めた全ての可算名詞の単複が明確になること、そして、(3)修飾語と修飾される語の関係が明確になることである。上記(1)乃至(3)さえ明確になれば、後はタイプを叩く速さで翻訳することが出来る（明細書を辞書なしに翻

訳できる力があるという前提)。つまり、極論すれば、上記(1)乃至(3)さえ明確になれば、発明が何であろうと、発明と無関係に、左辺=右辺を満足させる翻訳が可能になるのだ。

ウ ところで、一口に上記(1)乃至(3)さえ明確になればというが、実務的にはこの作業が想像以上に難しい。それは日本語の本質によるものと思われる。日本語の名文と言われるものには主語のないものが多い。例えば、川端康成の『雪国』の冒頭部分の有名な一節に「国境のトンネルを過ぎるとそこは雪国であった」というのがある。見事に主語がない。主語がなくても読者は少しも困らない。容易に想像出来るからだ。むしろ想像することを楽しんでるのかも知れない。明細書にも主語のない文章が非常に多い。日本語では主語がなくても通用するが英語ではそうはいかない。主語によって動詞が異なり、代名詞が異なるからだ。それより何より、主語がなければ英文構成そのものが成り立たない。

エ 余談になるが、米国人と結婚した日本人女性から興味深い話を聞いたことがある。彼女の夫は優しくて申し分のない人だが、難点は言葉に出してははっきり言わない限り解ってもらえないところだそうだ。日本人同士ならそこまで言わなくてもというようなことでも、言葉に出してははっきり言わない限り解って貰えない。言葉に出して、例えば、「 $\cdot \cdot$ されるのは嫌だ」と言いさえすればもう二度としないが、言葉に出して言うまでは感じとって貰えないのだと言う。主語がなくても何となく通じてしまう日本語と、主語がなければ全く通じない英語の違いと似ているようで面白い。

オ 上記(2)の単複についても似たようなことが言える。日本語には単複の概念がないが、英語の可算名詞には必ず、単数の場合には不定冠詞“a”または“an”をつけ、複数の場合には名詞の語尾に“s”またはその変形をつけなければならない。上記(3)については日本語にだけ生じる問題ではなく、わかりやすい文章を書くという文章作成上の問題である。しかし、日本語から語順の違う英語へ翻訳する場合には修飾語と修飾される語の関係を明白にすることがとりわけ重要となる。英語への翻訳後は、修飾語と修飾される語の関係が明確化してしまうからである。そのため曖昧な表現の日本語をそのまま英語に翻訳したのでは誤訳になってしまう。だから文章作成上の問題とは言え、原意を忠実に伝える翻訳をするためには、修飾関

係をどうしても明確にしなければならないのである。

カ 上記(1)乃至(3)の明確化には多くの時間を要するが、前述したように、「発明を翻訳可能な程度に理解する」というこの方法は、どの発明にも適用可能という利点がある。従って、たとえ(1)乃至(3)の明確化に多くの時間を費やしたとしても、限られた時間内に次から次へと新しい明細書を翻訳しなければならない特許翻訳者にとっては時間効率の良い方法なのである。

### (3) 特許翻訳の創作性

ア しかし、この方法がどの発明にも適用可能と言うことは、取りも直さず没个性的であることを意味する。発明を抽象化して把握することによって、確かに数式の左辺を容易に右辺と等しくすることが出来るが、翻訳の自由度乃至創作性は少なくなる。文系の私が特許翻訳には創作性がほとんどないと感じた理由はここにあったようである。

イ それでは、発明を抽象化しないで正面からその理解に取り組めばどうなるか。発明の理解度には0から100までのグラデーションがある。「翻訳可能な程度の理解」を仮に60とすれば、理系翻訳者の理解度は80~100ではなかろうか。文系翻訳者にとっては未知の領域で、想像する以外にないが、特許翻訳に創作性が「ある」と感じるか、「ない」と感じるかの差は実はこの発明の理解度の差にあったのではないかと思う。発明を抽象的に理解した場合には、1本のボルトも、1台のトラクターも、1機のヘリコプターも助数詞抜きの「1」になるが、理解度が100に近づけば近づくほど発明は本来の姿であるボルト、トラクター、ヘリコプターとなって現れる。翻訳の自由度乃至創作度が高いのは当然後者であろう。

ウ 下記は詩集『海潮音』に収められた上田敏の有名な翻訳詩である。

「山のあなたの 空遠く、幸い住むと人のいう 噫(ああ)、われひとと尋めゆきて、涙さしぐみ、かえりきぬ山のあなたに なお遠く、幸い住むと人のいう」

この翻訳詩はカールブッセの原作を越えた名作であるとの評価を受けている。原作の感動を、詩人上田敏の感性というフィルターを通して日本語で見事に伝えている。数式 $1 + 1 = 2$ 式の翻訳では絶対になし得ない自由度乃至創作性を発揮した翻訳である。

エ 勿論、明細書の翻訳と詩の翻訳を同一に論じる

のは正しくない。しかし、発明を正面から理解することに努め、その理解度が100に限りなく近づけば近づくほど、特許翻訳の自由度乃至は創造性は詩の翻訳のそれに近づくのではあるまいか。理系のH氏は、文系の翻訳者にとって無機質とも思われた発明を、世の中に新しい技術を公開する感動の対象と捉え、正面から発明を理解することに努めることによって、特許翻訳にも自由度乃至創造性があると感じ得る独自の世界を見出していたようだ。文系の私は、翻訳の効率を高めることにひたすら努力したことによって、大切な翻訳の自由度乃至創造性を犠牲にしていたのだろう。理系H氏の下記コメントは文系の私に反省を促し、耳に痛く響く。

「翻訳された明細書等は、特許制度という土俵に上がるものであり、新しい技術の真の公開をしてこそ強力な独占権を得ることができる」

### 3. Q & A

#### 3.1 Q & Aの意味

Qは“QUESTION”，Aは“ANSWER”であり、Q & Aは、複数の質問Q1～Q3と、それらの各質問に対する答えとを含む。各質問は特許翻訳を考える上で話題となるテーマであり、答えAは、Q1～Q3の各質問に対する文系Sおよび理系Hからの個別のコメントである。したがって、Q & Aは、具体的なテーマについて、文系および理系からのコメントを掲げ、それらのコメントを参考にしつつ、読者もまた、各テーマを考える場である。

#### 3.2 Q1 文系による特許翻訳，理系による特許翻訳 (1) Q1を考える趣旨

一般に、文系は英語あるいは語学に強く、理系は技術に強い、といわれる。逆に言うと、一般的に、文系は技術に弱く、理系は英語あるいは語学に弱い、ということであろう。

それに対し、特許翻訳には、英語および日本語の理解と表現力に加えて、技術の理解力が少なくとも必要とされる。とすれば、特許翻訳をする者には、文系と理系の両方の力が求められる。このような両方の力を要する特許翻訳に対し、文系、理系のいずれが適しているのか、あるいは、文系、理系による特許翻訳の特徴などに触れたい。

#### (2) Q1に対する文系Sの答え

特許翻訳には、語学力と技術力が求められているのは事実である。その他に、私は自分の経験からスピード力が求められていると考えている。これら3種類の実力を備えた特許翻訳者として、文系と理系のどちらがより適しているかを考えてみたい。また、ジェネラリストとスペシャリストの違いにも言及してみたい。

本来、翻訳のような文筆業で、文系、理系の違いが問題になることはほとんどないのではなからうか。文豪森鷗外は医者でもあった。しかし、特許翻訳に関する限り、文系、理系の違いが重要なテーマとなり得る。翻訳の対象が「発明」という新規な技術、又は既存技術の改良だからだろう。「発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう」と特許法に定義されているように、抽象的な概念である。目で見ることも手で触れることも出来ない。したがって理解することが極めて難しい。しかし、発明を理解することなしには特許翻訳を行うことは出来ない。特許翻訳者として文系が適しているか、理系が適しているかの問題はここから生じてくる。

文系、理系の区別は大学時代の専攻で決まる場合がほとんどだろう。文系は人文科学、理系は自然科学を主に学ぶ。したがって文系は比較的語学力を得意とし、理系は技術力を得意とするようになる。大学4年間という期間はその後の何十年もの人生に較べれば短いと言えないこともないが、学生時代の4年間は学問にだけ打ち込むことができる。おまけに、「鉄は熱いうちに打て」という喩えがあるように学問に最も適した時期の4年間である。社会に出てからの勉強は、生計のための仕事をしながらの勉強であるから余程強固な意志と、頑健な体力を持った人でなければ継続出来るものではなからう。だから専攻が何であるかは非常に大きな意味を持つことになる。

それでは大学時代に学んだ語学と技術の実用的価値は同じくらいだろうか。私は、特許翻訳に関する限り、技術の方に軍配を挙げたい。何故なら、特許翻訳に必要な語学は技術文書を書くための語学に限られるが、技術はほぼ100%近くが発明の理解に役立つという意味も込めて特許翻訳に役立つと考えられるからである。これは文系が特許翻訳に必要な技術力を習得するよりも、理系が特許翻訳に必要な語学力を習得する方が容易いことを意味するのではなからうか。つまり、語学力と技術力の観点からみれば、理系の方がよ

り特許翻訳者として適していると言えるのではなからうか。

ところで、特許翻訳には語学力と技術力のほかにスピード力が求められていると考えている。外国出願は優先権を主張して行われるものがほとんどで、その多くが優先日間近になってから出願される。したがって、納期は絶対期限である。私的体験談で恐縮だが、納期を数日後に控えたある夜、風邪を引いて熱を出してしまったことがあった。「いま寝込んでなんかおられるものか」と気合いを入れ直して仕事をしているうちに風邪の方が吹っ飛んでしまった。また、優先日に間に合わせるため、10ページくらいの明細書を1昼夜で翻訳し終えて、その日のうちに納品したこともあった。このようにスピード力も特許翻訳に欠かせない要素である。

スピード力の要請に応えるためには高い語学力を必要とする。しかし、それとは別に、ジェネラリストとスペシャリストとではスピード力の要請に対する対応の仕方に違いがあるように感じる。ジェネラリストはどちらかという臨機応変な対応を得意とする。必要な場合には「靴に足を合わせる」ことも厭わない。これに対して、スペシャリストは専門とする技術に忠実であるあまり、妥協を嫌う傾向がある。長所は、見方を変えれば短所ともなり得るし、その逆もあり得ると言うことである。つまり、スピード力の要請に対しては文系の方がより適していると言えるのではなからうか。

### (3) Q1 に対する理系Hの答え

特許翻訳は、特許実務そのものに似ている。特許実務を行う弁理士は、7割から8割近くが理系であり、残りの2割強が文系である。この数値が示すように、弁理士は、本来的に理系向きの仕事あるいは職業かも知れない。しかし、理系であり、技術を理解することができたとしても、それだけでは有能な弁理士にはなりえない。文系Sの言にあるように、特許の保護対象は、技術そのものではなく、技術的思想あるいは技術的な考え方であるからである。

特許実務を経験する中、自分が作成した明細書やクレームに不満を抱くと同様、外国の特許弁護士が作成したそれらに対しても不満を抱くのが常である。特許実務の経験は、特許に一番大事なことは「考え方」である、と教える。

特許翻訳においても、必須なもの第1は「考え方」であり、第2および第3に、「技術の理解力」および「文章の表現力」であろう。ただ、特許翻訳は、そこにすでに記載された発明などの翻訳であり、特許を受けようとする発明を内容的に新たに表現することは不要である。翻訳すべき対象の中に「考え方」自体はすでに表現されている。翻訳の対象が「考え方」を含んでいるなら、「抽象的概念である発明」の理解に対し、文系であろうと、理系であろうと大きな相違はない、と考えられる。

しかし、実際の翻訳の対象の中には、「考え方」が書かれていないものも多く、「考え方」をわかりやすく書いたものは非常に少ない。翻訳がしにくい最大の原因は、翻訳すべき対象における表現に問題があるのではないだろうか。

そのような考えから、基本的には、富士登山に複数のルートがあるように、「文系出身でその後に翻訳に必要な技術力を向上させた者による翻訳」も「理系出身でその後に翻訳に必要な語学力を向上させた者による翻訳」もそれぞれ特許翻訳の一つのルートである、と考える。ルートの違いによる喜びや苦労はあるだろうが、富士山の頂上に立つ感激はルートの違いを超越する。

## 3.3 Q2 外国語（英語）から日本語への翻訳，日本語から英語への翻訳

### (1) Q2 を考える趣旨

文系は勿論のこと、理系であってもそれなりの語学力がある人は、外国語（英語）から日本語への翻訳については、それほどの抵抗を感じることなく翻訳に取り組むことができる。しかし、それなりの語学力があるとしても、逆のパターン、すなわち、日本語から外国語（英語）への翻訳に対しては少なからず抵抗を感じるのではないだろうか。

これは、日本における外国語（英語）の教育、つまり、読むことを中心とした教育が起因しているのかも知れない。教育論は別にしても、方向性の異なる翻訳の特徴を探ることや、翻訳の方向性の観点から特許翻訳を考えることも意義があるのではないだろうか。

### (2) Q2 に対する文系Sの答え

私が初めて特許事務所に勤めるようになったとき、不思議な光景を目の当たりにした。それは、日頃、日

本語で明細書を書いている理系の人で英語があまり得意でない人が、英語が得意な隣の人に構文の繋がり具合を聞きながら、英文明細書を上手に和文明細書へ翻訳している光景だった。しかし、彼は和文明細書から英文明細書への翻訳は手がけていなかったようだ。その後、別の特許事務所でも似たような光景を目撃した。

思うに、理系にとって発明は「我が家の庭」の「改良工事」のようなものではなからうか。子供の頃から知り尽くした庭だから、どこに何があるかは全て頭の中に入っている。図面を見ただけで「あ、あの垣根を補強するための〇〇だ」ということになる。専門用語の英単語はもともと知っているから、知らない単語だけを辞書で調べ根気よく繋ぎ合わせていけば、ジグソーパズルのように発明が浮かび上がってくる。あとは日頃から書き慣れた日本語の明細書に書き直すだけでよいのだ。

ところが、日本語の明細書を英語に翻訳する場合には、「我が家の庭」をいかに熟知し、専門用語の英単語をいかに沢山知っていても、それだけでは足りない。その他に高度な英作文の力が必要になる。和文明細書を英訳する場合には、翻訳後の英文明細書が審査の対象になる。つまり、翻訳後の英文明細書は、英語を母語とする米国審査官が読んで解るレベルの英文でなければならないのである。だから、件（くだん）の理系の方は、英文明細書を和文明細書へ翻訳する仕事だけを手がけていたのだろう。

一方、文系の翻訳者にとって発明は「他人の庭」の出来事で、見るもの聞くもの全てが新しいものづくめである。だから、図面を見ただけでは何を表しているのか皆目見当がつかない。理系のようにジグソーパズル式に発明を浮かび上がらせる芸当は文系にはなし得ない。仕方がないから「他人の庭」の垣根の様子を頭の中で思い描けるようになるまで明細書を何回も繰り返し読む以外にない。明細書の記載だけを頼りに翻訳するやり方は、学校教育の英文和訳に似ている。学校英語で、“I am a boy”の定訳は、“I”が誰であっても、例えば、都会のガキ大将であっても、片田舎の方言を話す子であっても、「私は少年です」である。

ところで、理系H氏が指摘するように、日本の英語教育は確かに「読む」ことに偏重し過ぎているところがある。しかし、考えてみると、どの国でも「読む」方より「書く」方を苦手と感じる人が多いのではな

らうか。英語から日本語への翻訳は、母語でない方の言語（英語）は読むだけでよから、比較的簡単なように感じるが、日本語から英語への翻訳は、母語でない方の英語で書かなければならないから難しく感じるのだろう。だから、英語から日本語への翻訳よりも日本語から英語への翻訳の方を難しいと感じるのは理系だけに特有の感情ではなく、文系も理系同様難しいと感じていると言えるだろう。ただ、違う点は、理系は図面だけで発明を理解する能力を備えているから、英語から日本語への翻訳の方を、特に、より易しいと感じるのではあるまいか。

### (3) Q2に対する理系Hの答え

日本語による記載であろうが、英語による記載であろうが、書かれた技術的事項や発明の内容には、いわゆるグレーな部分がある。グレーな部分は、その部分の記載だけでは明確には内容を特定しにくい部分である。そのため、その部分の境は関連する他の記載の仕方に応じて揺らぐ。これは、言葉がそれ自体では明確には定まった意味をもたず、文章の中に入った時点で特定の意味をもつことと似ている。

翻訳は、ある言語による表現内容を異なる別の言語による表現内容に変えるのであるから、翻訳の前後において二重の「あやふや」を生じるおそれがある。一つの「あやふや」は言語自体がもつグレー性であり、もう一つの「あやふや」は言語の違いによる本質的なものである。そのような「あやふや」は、特許翻訳の場合、技術的範囲の解釈の段階で大きな問題となることであろう。だからこそ、特許翻訳は、一般の技術翻訳に比べて難しく、面白い仕事なのかも知れない。ある見方からすれば、「あやふや」は、どの国でも問題となるニューマターになるか否かにも関係する。

したがって、基本的には、英語から日本語への翻訳もその逆の場合の翻訳も同じではないか、と考える。日本語の表現が苦手な人は、英語から日本語への翻訳に難しさを感じるであろうし、英語の表現が苦手な人は、日本語から英語への翻訳に難しさを感じるであろう。Q1と関連するが、文系との比較からすれば、理系は英語だけでなく、日本語の表現にも比較的自信がもてない人が多いといわれる。それだけを考えてみると、翻訳は、一般には文系向きということが出来る。その点、理系の方が、英語から日本語への翻訳にそれほど抵抗を感じず、その逆の場合の翻訳に抵抗を感じ



ることの最大の理由は、前者の翻訳（あるいは英文読解）の経験が比較的豊富であるのに対し、後者の翻訳（あるいは英文作成）の経験は少なく、適切な英語を書く能力が不足しているだけかも知れない。

また、翻訳、特に技術がからむ特許翻訳においては、書く能力に加えて、翻訳すべき原文の理解もまた重要である。発明を考え方として理解する視点から見ると、原文が日本語あるいは英語のいずれで記載されているようにも、人によって、書かれた内容の理解の仕方に違いが見出される。このこともまた、特許翻訳の難しさ（つまりは、面白さ）である。

以上の結果、日本語から英語あるいは英語から日本語といった翻訳の方向性は、翻訳における「あやふや」あるいは原文の理解の点を考慮すると、従的な問題であると考えられる。

### 3.4 Q3 特許翻訳に向かう上での心構え

#### (1) Q3 を考える趣旨

技術がからむ特許翻訳は、翻訳対象の技術あるいは発明を良く理解してこそ良い翻訳を生み出すといわれる。とすれば、どの程度までの理解が必要なのか、また、一人の翻訳者がすべての技術分野をカバーすることはいかなのか。

そのような技術の理解についての留意事項以外にも翻訳者が知るべき事項は多い。たとえば、クレーム（特許請求の範囲）や明細書を翻訳する上での留意事項、あるいは、パリルート、PCT の各ルートを取る場合の留意事項などである。

そこで、この Q3 では、各留意事項の面から特許翻訳に向かう上での心構えを考えたい。

#### (2) Q3 に対する文系 S の答え

特許翻訳に向かう上での心構えについて語るとき、特許翻訳の本来あるべき姿（理想的姿）の前に立ちだかる現実の壁という障害があることは余り知られていないのではなかろうか。特許翻訳を行うに当たって、対象となる発明（技術）の理解が大切なことはどんなに強調しても強調し過ぎることはない。制度論からしても中核をなすのは発明である。

ところが、発明の理解と言っても、当然のことながら発明は明細書によって異なる。1つの発明を仮に完全に理解したとしても、次の明細書ではまた1からスタートし直さなければならないという性質のものであ

る。したがって、明細書によって異なる発明をその都度十分に理解し、納得のいく翻訳を行うには、発明者、明細書作成者、特許翻訳者間の緊密なコラボレーションが望ましい。しかし、ここに立ちだかる現実の壁がある。特許翻訳者の立場からこの壁について少し触れてみたい。

前に、特許翻訳者は通常2週間に1件くらいのペースで明細書を翻訳していると書いたが、実は、これはかなり表向きの発言である。どういうことかと言えば、翻訳の依頼時にクライアントと翻訳者の間で通常次のような会話がなされる。

クライアント「何日くらいで翻訳出来ますか」

特許翻訳者「2週間くらいみておいてもらえれば大丈夫です」

通常2週間というのは、この表向きの2週間のことである。ベテラン翻訳者が実際に翻訳に費やすのは1週間前後である（和文明細書10ページくらい）。2週間もあればゆとりのある丁寧な翻訳が可能である。それでは、何故2週間のスケジュールをしっかりと組まないかと言えば、受注にムラがあるからである。オーダーがあるときは鉄砲水のように集中し、ないときは干ばつのような日が続く。翻訳で生計を立てていくためには無理してでも受注できるときにしておかなければならないのである。勿論、翻訳者の良心に照らしてどうしても無理なときは断腸の思いで依頼を断ることもある。翻訳者にとってはどの依頼もかけがえのない大切な依頼である。年に1、2件の依頼であっても依頼主の親切な顔が頭に浮かぶ。また、コンスタントな依頼主からの緊急な依頼で、他のオーダーと重なるようなときでも、現実には断ることが難しい。徹夜をしてでも受注することになる。同僚翻訳者の中に、無理が祟って身体を壊した者もいる。発明を理解することの大切さは十分理解していても、その前に立ちだかる現実の壁があるのだ。訴訟社会を迎え翻訳の質的向上がこれまで以上に求められているとき、良質の翻訳者を育成する何らかの制度的手だてが必要ではあるまいか。

ところで、特許翻訳を行うには、特許法（内外）上、あるいは条約上知っておかなければならない決まり事が多々ある。しかし、それらは主に書式的決まり事が中心だから、一度覚えてしまえばあとは出願国、条約

ごとにフォーマットにしてパソコンに記憶させておくだけで必要に応じて取りだして使うことが出来る。

クレームの記載態様も国により、条約により異なる。紙数の都合で詳しい説明は省略するが、例えば、日本は中心限定主義、アメリカは周辺限定主義、ECは折衷主義の特徴がある。クレームに関してはその他にも約束事が多い（例えば、独特な冠詞の使い方、従属クレームの従属態様）。これらを抽象的・概念的に覚えるのではなく、実際にどう表現（翻訳）しなければならないかを具体的に知らなければならないのである。

また、当然のことながら、スピードを伴った忠実な原意伝達を実現する翻訳を行うには豊富な語彙と、表現力と、正確な文法的知識が必要となる。一口に「英語が出来る」と言ってもピンからキリまでであるように、特許翻訳にもピン・キリがある。キリの方の私が言うのはおこがましいが、特許翻訳に練達するには、平凡だが、内外の特許明細書を理屈抜きに沢山読むという地道な努力が大切だと感じる。

### (3) Q3に対する理系Hの答え

第1に、独占権という特許の機能を有効に発揮することを考えて、特許翻訳に当たるべきである、と考える。そのため、特許翻訳をする者は、翻訳文の読み手、特に審査官や裁判官を常に念頭に置いて翻訳をすべきであろう。読み手を考えるならば、翻訳文の表現を平易でわかりやすいものにするであろうし、内容的にも特許を受けようとする発明あるいは特許発明を明確にしようとするであろう。そのためには、原文について、主語や述語、単数か複数か、修飾関係などの形式的なことを理解することは勿論のこと、その発明内容をも理解することが必要である。その理解の程度は、翻訳ができるという程度では不十分であり、少なくとも発明の特徴を人に語るができる程度は必要であると考え。そのように考えることから、特許翻訳をすべき技術分野もそれなりに絞り、しかもまた、実際の翻訳に際して発明者や関係者に技術的な教を請い、発明の理解を少しでも深めるべきではないだろうか。

このようないわば特許翻訳に対する厳しい要求は、翻訳を伴わない一般の特許実務に対するものに似ている。母国語による一般の特許実務において、明細書や

クレームはいわゆるニューマターの壁の制約を受けつつ適切な補正をするのが常であるし、特許後においては、無効の抗弁に立ち向かわなければならない。補正、無効抗弁への適切な対応は、特許翻訳を伴うものにおいても同様である。だから、特許翻訳をする者は、特許翻訳を伴わない特許実務と同様の注意を払うことを基本にすべきであると考え。

また、一般の特許実務の世界と同様、特許翻訳の世界にもいろいろな言い伝えがあるようだ。言い伝えの中には、妥当なものもあれば、妥当とはいえないものもある。たとえば、「クレームの表現は特殊である」といわれる。しかし、クレームは独占しようとする発明の範囲を定めるものであり、本来的には、できるだけ理解しやすい表現が良いはずである。特許翻訳のプロたる者、言い伝えの中の疑問について、自らの解答を用意したい。そのような解答は、特許法やパリ条約、特許協力条約(PCT)を自ら繙き、あるいは、それらに詳しい特許専門家と一緒に議論する中から生み出すことができる。

## 4. まとめ

一人が文系、もう一人が理系と互いに背景が異なり、しかも、特許翻訳に対して立場が異なる二人SとHではあるが、この小論を書き終えた今、思うのの一つ「今後も特許翻訳に真摯に向き合いたい」ということ。世にある特許翻訳は、現実にはいろいろな姿を示している。どの姿がその真の姿なのか。私たち二人には未だ掴むことができない。

しかし、いくつかの検討の中で、特許制度の中での特許翻訳の位置づけを知ることができた。その一方において、紙面には明確には現れていないが、特許翻訳を考えると、生業として納得できる対価をいかに得るか、という現実的な課題が常に心の片隅に宿ることも否定できない。

特許の世界に異なる考えが併存すると同様、特許翻訳の世界にもいろいろな考えが併存している。特許翻訳のプロあるいはプロになろうとする者は、既存の考えを参考にして、各自の考えを確立することが必要ではないだろうか。なぜなら、その考えが、特許翻訳に息吹を与え、特徴となって顕れるからである。

(原稿受領 2010. 12. 20)